

文教委員會議錄 第十一号

昭和三十六年十月三十一日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 櫻内 義雄君

理事 白井 莊一君 理事 坂田 道太君

理事 竹下 登君 理事 八木 徹雄君

理事 米田 吉盛君 理事 小林 信一君

理事 村山 喜一君 理事 山中 吾郎君

理事 上村 千一郎君 小川 半次君

田川 誠一君 中村 庸一郎君

松山 千恵子君 井伊 誠一君

高津 正道君 三木 喜夫君

出席政府委員

文部政務次官 長谷川 俊君

文部事務官 天城 勲君

(大臣官房長)

委員外の出席者

参議院議員 野本 品吉君

文部事務官 (初等中等教育局財務課長)

岩間英太郎君

専門員 石井 勲君

当選した。

十月二十七日

公立高等学校の増設等に関する請願

外二百七十五件(本島百合子君紹介)

(第一九〇七号)

小、中学校に養護教諭必置のため関係法の改正に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一九四九号)

同(下平正一君紹介)(第一九五〇号)

同(中澤茂一君紹介)(第一九五一号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一九五二号)

同(原茂君紹介)(第一九五三号)

同(中島巖君紹介)(第二〇一六号)

同(松平忠久君紹介)(第二一一五号)

同(信州大学教育学部老朽施設の改築促進に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一九五四号)

同(下平正一君紹介)(第一九五五号)

同(中澤茂一君紹介)(第一九五六号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一九五七号)

同(原茂君紹介)(第一九五八号)

同(中島巖君紹介)(第二〇一五号)

同(松平忠久君紹介)(第二一一六号)

公立高等学校の設置、適正配置及び

教職員定数の標準等に関する法律案の成立促進等に関する請願(村上勇君紹介)(第二〇七九号)

公立小、中学校に事務職員及び養護教諭必置に関する請願(春日一幸君紹介)(第二〇九三三号)

文部行政における部落解放政策樹立に関する請願(田原春次君紹介)(第二二六一号)

民主教育の確立に関する請願(河野密君紹介)(第二二六八号)

は本委員会に付託された。

十月二十七日

阿南市に国立高等専門学校設置に関する陳情書(阿南市議会議長杉本邦雄)(第六〇四号)

学校給食用小麦粉の国庫補助継続に関する陳情書(愛知県議会議長橋本繁蔵)(第六〇五号)

同(長崎県議会議長田浦直蔵)(第六五八号)

同(埼玉県議会議長高藤徳次郎)(第七〇八号)

義務教育教科用図書の無償配布に関する陳情書(愛知県議会議長橋本繁蔵)(第六〇七号)

同(喜多方市議会議長芥川良雄)(第六〇八号)

同(鹿児島市山下町三十一番地の二鹿児島市議会議長長石井真一)(第六五五号)

文部省の学力テスト実施反対に関する陳情書(夕張市議会議長本間良

孝)(第六五四号)

日本学校安全会の国庫補助増額に関する陳情書(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第六五九号)

義務教育施設の整備拡充に関する陳情書(福岡県議会議長野見山清造)(第六九三三号)

私学振興助成措置に関する陳情書(福岡県議会議長野見山清造)(第六九四号)

公立学校施設建築費国庫補助増額に関する陳情書(埼玉県議会議長斎藤徳次郎)(第七〇九号)

小、中学校に養護教諭等必置のため関係法の改正に関する陳情書(多治見市議会議長加藤宅治)(第七一〇号)

埼玉県に国立高等専門学校設置に関する陳情書(埼玉県議会議長斎藤徳次郎)(第七一一号)

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任の件

閉会中審査に関する件

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一二二号)

請願

一 熊本県に国立工業高等専門学校設置に関する請願(坂田道太君紹介)(第三一七号)

二 高等学校の生徒急増対策に関する請願(坂田道太君紹介)(第三一七号)

三三八号)

三 同(橋本龍伍君紹介)(第三一九号)

四 義務教育無償法の制定に関する請願(西村力弥君紹介)(第三六五号)

五 民主教育の確立に関する請願(島上善五郎君紹介)(第三六六号)

六 同(島上善五郎君紹介)(第四五七号)

七 公立文教施設整備に関する請願(小平久雄君紹介)(第四五六号)

八 著作権保護年限延長に関する請願(佐藤觀次郎君紹介)(第五〇九号)

九 義務教育諸学校施設費国庫負担法による資格評価計算に関する請願(松本一郎君紹介)(第五六六号)

一〇 学校給食に従事する職員的身分保障に関する請願(松本一郎君紹介)(第五六七号)

一一 危険校舎改築費国庫負担率引上げ等に関する請願(松本一郎君紹介)(第五六八号)

一二 中学校技術家庭科の施設費国庫負担等増額に関する請願(松本一郎君紹介)(第五六九号)

一三 義務教育教材費及び給食費の国庫負担率等引上げに関する請願(松本一郎君紹介)(第五七〇号)

一四 民主教育の確立に関する請願

外二十四件(川上貫一君紹介) (第六四〇号)	六号)	(岡本隆一君紹介)(第一〇六四号)	一二号)	八六 同(森田重次郎君紹介)(第一三九九号)
二五 同外十八件(志賀義雄君紹介)(第六四一号)	三一 同(伊藤郷一君紹介)(第一二七号)	五〇 教育書道振興に関する請願(菅野和太郎君紹介)(第一一三二号)	六七 同(徳安実蔵君紹介)(第一一三三号)	八七 同(矢尾嘉三郎君紹介)(第一四〇〇号)
一六 同外二十二件(谷口善太郎君紹介)(第六四二号)	三三 同(日井莊一君紹介)(第一二八号)	五一 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する請願(赤澤正道君紹介)(第一二九七号)	六八 同(成田知己君紹介)(第一一三四号)	八八 同(大野伴睦君紹介)(第一五五一号)
一七 同外二十三件(川上貫一君紹介)(第七〇四号)	三三 同(黒金泰美君紹介)(第一二九号)	五二 同(足鹿覺君紹介)(第一二九八号)	六九 同(丹羽喬四郎君紹介)(第一一三五号)	八九 同(草野一郎平君紹介)(第一五五二号)
一八 同外二十二件(志賀義雄君紹介)(第七〇五号)	三四 同(高田富興君紹介)(第一三〇号)	五三 同(井手以誠君紹介)(第一二九八号)	七〇 同(野田卯一君紹介)(第一一三六号)	九〇 同(田口誠治君紹介)(第一五五三三)
一九 同(島上善五郎君紹介)(第七〇六号)	三五 同(南條徳男君紹介)(第一三一七号)	五四 同(飯塚定輔君紹介)(第一三〇〇号)	七一 同(花村四郎君紹介)(第一一三七号)	九一 同(瀬戸山三男君紹介)(第一六五二号)
二〇 同外二十二件(谷口善太郎君紹介)(第七〇七号)	三六 同(相川勝六君紹介)(第一二二〇号)	五五 同(宇都宮徳馬君紹介)(第一三〇一号)	七二 同(濱野清吾君紹介)(第一一三八号)	九二 同(石村英雄君紹介)(第一七七一号)
二一 教材費国庫負担増額及び教材購入方法の改善等に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第七九六号)	三七 同(金子一平君紹介)(第一二二一号)	五六 同(大平正芳君紹介)(第一三〇二号)	七三 同(福家俊一君紹介)(第一一九九号)	九三 同(星島二郎君紹介)(第一七七二号)
二二 同(保岡武久君紹介)(第七九七号)	三八 同(小平久雄君紹介)(第一二二二号)	五七 同(加藤高蔵君紹介)(第一三〇三号)	七四 同(藤本捨助君紹介)(第一二二〇号)	九四 同(池田清志君紹介)(第一七七三三)
二三 公立高等学校の増設等に関する請願(鈴木義雄君紹介)(第九五八号)	三九 同(佐々木義武君紹介)(第一二二三号)	五八 同(加藤常太郎君紹介)(第一三〇四号)	七五 同(古井喜實君紹介)(第一二二一号)	九五 公立高等学校の増設等に関する請願外六十四件(淺沼亨子君紹介)(第一三二七号)
二四 同(本島百合子君紹介)(第九五九号)	四〇 同(田邊國男君紹介)(第一二二四号)	五九 同(北澤直吉君紹介)(第一三〇五号)	七六 同(坊秀男君紹介)(第一三二二二号)	九六 同外百二件(山口シヅエ君紹介)(第一七七四号)
二五 同(中村高一君紹介)(第一〇三四号)	四一 同(津島文治君紹介)(第一二二五号)	六〇 同(久保三郎君紹介)(第一三〇六号)	七七 同(細田義安君紹介)(第一三二三三)	九七 民主教育の確立に関する請願外四件(栗林三郎君紹介)(第一三二九号)
二六 岡山県立和気高等学校岡谷校舎の存置に関する請願(橋本龍伍君紹介)(第一〇三〇号)	四二 同(西村英一君紹介)(第一二二六号)	六一 同(小泉純也君紹介)(第一三〇七号)	七八 同(門司亮君紹介)(第一三二四四)	九八 同(川俣清音君紹介)(第一四〇一号)
二七 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一〇三一号)	四三 同(早川崇君紹介)(第一二二七号)	六二 同(小金義照君紹介)(第一三〇八号)	七九 同(山本幸一君紹介)(第一三二五五)	九九 同外四件(石山權作君紹介)(第一五五〇号)
二八 同(二宮武夫君紹介)(第一〇三二号)	四四 同(藤井勝志君紹介)(第一二二八号)	六三 同(額綱彌三君紹介)(第一三〇九号)	八〇 同(米田吉盛君紹介)(第一三二六六)	一〇〇 同(石山權作君紹介)(第一五五三三)
二九 同(山崎始男君紹介)(第一〇三三三)	四五 同(松野頼三君紹介)(第一二二九号)	六四 同(斎藤憲三君紹介)(第一三一一〇号)	八一 同(愛知揆一君紹介)(第一三二七四)	一〇一 同(有馬輝武君紹介)(第一六五三三)
三〇 同(伊藤職君紹介)(第一一二三三)	四六 同(毛利松平君紹介)(第一二三〇号)	六五 同(田川誠一君紹介)(第一三一一一号)	八二 同(川野芳満君紹介)(第一三二八二)	一〇二 同外一件(島本虎三君紹介)(第一六五四四)
	四七 公立の普通高等学校増設等に関する請願(中村梅吉君紹介)(第一〇三五五)	六六 同(津雲國利君紹介)(第一三一一二)	八三 同(榎兼次郎君紹介)(第一三二九六)	一〇三 (山花秀雄君紹介)(第一六五五五)
	四八 同(原彪君紹介)(第一〇三六四)		八四 同(保利茂君紹介)(第一三二九七)	一〇四 へき地児童、生徒のための寄
	四九 高等学校増設に関する請願		八五 同(武藤山治君紹介)(第一三二九八)	

宿舎設置に関する請願(伊藤五郎君紹介)(第一三九三号)

一〇五 文部行政における部落解放政策樹立に関する請願(緒方孝男君紹介)(第一四六八号)

一〇六 同(大原亨君紹介)(第一四六九号)

一〇七 同(田中織之進君紹介)(第一四七〇号)

一〇八 同(高津正道君紹介)(第一四七一号)

一〇九 同(辻原弘市君紹介)(第一四七二号)

一一〇 同(橋崎弥之助君外一名紹介)(第一四七三号)

一一一 同(野原覺君紹介)(第一四七四号)

一一二 同(山崎始男君紹介)(第一四七五号)

一一三 同(湯山勇君紹介)(第一四七六号)

一一四 同(横山利秋君外一名紹介)(第一四七七号)

一一五 熊本県に国立工業高等専門学校設置に関する請願(藤田義光君紹介)(第一五五五号)

一一六 都城市に工業高等専門学校設置に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第一六五一号)

一一七 岩手県に工業高等専門学校設置に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一七七六号)

ため関係法の改正に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一九四九号)

一二一 同(下平正一君紹介)(第一九五〇号)

一二二 同(中澤茂一君紹介)(第一九五一号)

一二三 同(羽田武嗣郎君紹介)(第一九五二号)

一二四 同(原茂君紹介)(第一九五三号)

一二五 同(中島巖君紹介)(第二〇一六号)

一二六 同(松平忠久君紹介)(第二〇一五号)

一二七 信州大学教育学部老朽施設の改善促進に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一九五四号)

一二八 同(下平正一君紹介)(第一九五五号)

一二九 同(中澤茂一君紹介)(第一五五五号)

一三〇 同(羽田武嗣郎君紹介)(第一九五七号)

一三一 同(原茂君紹介)(第一九五八号)

一三二 同(中島巖君紹介)(第二〇一五号)

一三三 同(松平忠久君紹介)(第二〇一六号)

一三六 文部行政における部落解放政策樹立に関する請願(田原春次君紹介)(第二二六一号)

一三七 民主教育の確立に関する請願(河野密君紹介)(第二二六八号)

〇櫻内委員長 これより会議を開きます。

この際、理事の辞任並びに補欠選任の件についてお諮りいたします。

すなわち理事高津正道君より理事を辞任いたしたい旨の申し出がございまして、これを許可するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇櫻内委員長 御異議なしと認め、次に、ただいまの理事辞任に伴い、その補欠選任をいたさなければなりません、これは先例により委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇櫻内委員長 御異議なしと認め、委員長は理事に村山喜一君を指名いたします。

〇櫻内委員長 女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。山中吾郎君。

〇山中(吾)委員 この法案は議員立法であります。政府に対して参考意見を

お聞きしたいのであります。

第一条の現行法の女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合を改めまして、女子教育職員が出産する場合において、こういうふうに変更を要したの

であります。政府に対して参考意見を

お聞きしたいのであります。

第一条の現行法の女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合を改めまして、女子教育職員が出産する場合において、こういうふうに変更を要したの

であります。政府に対して参考意見を

お聞きしたいのであります。

第一条の現行法の女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合を改めまして、女子教育職員が出産する場合において、こういうふうに変更を要したの

であります。政府に対して参考意見を

お聞きしたいのであります。

第一条の現行法の女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合を改めまして、女子教育職員が出産する場合において、こういうふうに変更を要したの

であります。政府に対して参考意見を

お聞きしたいのであります。

第一条の現行法の女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合を改めまして、女子教育職員が出産する場合において、こういうふうに変更を要したの

であります。政府に対して参考意見を

お聞きしたいのであります。

概念を一応とりましますと、期末手当とか勤勉手当とか、いろいろ勤務を基準として、そうして手当の場合に算出する

いろいろの手当とか、その他給与関係もある。そういう場合は産前産後において休んだという場合は、そういう勤務の状況を参考にして算出する各種の手当については全然影響ない休暇だ。

従って休暇ならざる休暇、こういうふうにはわれわれは解釈しておるのです。その点政府の御意見も同じだと思

います。その点をお聞きしておきたいと思

います。

〇天城政府委員 先ほど申しましたように休暇の一種でございますけれども、特に女子職員についての産前産後、これは別の根拠に基づきますが、今の普通言われて二十日間の有給休暇外のこれは休暇でございます。

その意味では基本的には従来と変わらないうことでございまして、また今御指摘のいろいろ勤務実績と申します

は、それに対する考慮の面におきましては、当然これは普通の自己の都合で休んだり休暇をとったりするという概念でございますので、そのことによ

って勤務実績にマイナスの要素を加えるというふうな考え方は、従来も私

れはなかつたと思うのでございませ

けれども、今後におきましてはそういう考え方は私たちは持つておりませ

ん。

〇山中(吾)委員 それはなぜ確かめるかといえますと、各県によつては、人事院のあの解釈の中に、いわゆる期末手当とかいうふうな場合、女性の産前産後の休暇も勤務状況の一つの資料に

して、ある程度減額したところもあるわけですね。しかしお産というのはこれ

は好きこのんでお産するのでなくて、原因は男性が与えているのだから、そうならばこれは女子に対して、お産のために休んだからといって休暇にして、いろいろな手当を削減するなんということはもつてのほかだ。それで私はそういう意味において人事院の考えを直したところもあるのですが、これは事実出てくるのです。それであくまでもこれは女性側の根本問題になるのだけれども、もし差し引くならば男の方から差し引く。そういう意味において、官房長は何か日本の伝統的なやうな女性側の中にあると見えてあまい答弁をされておるのですが、その辺ははつきりと、お産の本質というものをよく、男性の責任であるということを感じて、いろいろな点において影響を及ぼさないように希望申し上げたいと思うのです。

それから改正案の第四条の二項であります。その中に「女子教育職員の出産に際しその勤務する学校の教育職員の職務を補助されることができるような特別の教育職員がある場合において任命権者が、当該教育職員に、前項に規定する期間、同項の学校の教育職員の職務を補助することとするときは、同項の臨時任用は、行なうことを要しない。要するに第一項において、産前産後の休暇中は補充するため教員を採用して、そのお産の先生に精神的な負担をかけないということですが、特別の教育職員ある場合はその限りではないという規定、特別の職員がある場合というのは、実際上文部省がこの法案を執行するときどう法規を解釈するかしないかで、特別職員がある

のだといつて臨時採用をしないということも、これは相当範囲を大きくしたり少なくしたりできると思うので、具体的にどういう場合であるか、それを参考にお聞きしたいと思ひます。

○天城政府委員 現行法におきまして、お産で休む場合にも、産前産後の期間でございまして、長い期間の休暇でございまして、従つて具体的な例で申しまして、定員一名というものは交代しなくても四交代くらいに使えらるわけでございまして。そういう意味で、県によりまして産休の代替教員の常設の定数というものを持て、あらかじめ用意しておきまして、お産で休まれた先生があると、その定数を使うという形をとつて、あらかじめ定数上用意してある場合がございまして、そういう場合のことをございましておるのだと考えております。

○山中(吉)委員 少しわからないのですが、官房長も担任の法案じゃないから十分あれされてないと思ひますが、課長御存じなら課長でもいいですが、特別の職員というのを具体的にどう少し説明して下さい。

○岩間説明員 現在、お産のためばかりではなくて、たとえば結核休職その他出張等のために出張所に特別の職員を置いてある場合がございまして。それからお産のために特に置いてある県も、三県くらい常設の者を置いてある県がございまして。そういうふうな場合に、実際ににお産によりまして休む場合に支障がないような代替教員がございまして、任用する者にかねることであるか、参議院の方でいろいろ論議されたと思ひますが、わからぬものですから一つ具体的に……。

○山中(吉)委員 それでは現在そういう定員がなくても、将来、保健関係の特別の職員を置くとか、あるいはその学級担任でないいろいろな特別の指導の教員を置くというふうな場合に、そういう人々の時間担当その他から充用できるというふうなときに、臨時に採用しない、こういう特別の任務を帯びた学校内におけるいわゆる学級担当以外の先生を充用するという意味は少しも含んでいない、こう解釈していいわけですね。

○岩間説明員 その通りでございまして、たとえば教育研修その他がございまして、臨時に人を雇わなくても、出張所その他に常駐的に置いておられますような教員がございまして、場合には、それは産休のために特に臨時的な任用をするには及ばない、そういうふうな趣旨でございまして。

○山中(吉)委員 野本先生おいでになつたので、ちょっとお聞きしたいと思ひますが、第一條の現行法では「産前産後の休暇をとる場合において、臨時職員の臨時任用に關し必要な事項」あるいは「正常な実施を確保することを目的とする」というところ、今度は「等」という言葉を入れておられますね。「臨時任用に關し」というのを「臨時任用等に關し」というのを「臨時任用等」に關し「それから現行法の「学校教育の正常な実施を確保することを、目的とする」というのを「実施を確保すること等を目的とする」とどちらも「等」という言葉を入れておるわけですが、この「等」というのは、なぜ入れたのか、参議院の方でいろいろ論議されたと思ひますが、わからぬものですから一つ具体的に……。

○野本参議院議員 学校職員の中で臨時任用する以外に、特に必要を認めてそのまた臨時任用というふうな場合も予想し得る。それで「等」を入れたわけでありませう。

○山中(吉)委員 それから、あとの方の実施を確保すること等は……。

○野本参議院議員 これも先ほど申し趣旨と大体同じです。

○山中(吉)委員 またあとで詳しく政府委員の方からお聞きしたいと思ひますが、あと一点。

第二條に、寮母——これは現行法にも入っているのです。それじゃあ……。私の大体の疑問は、第二條に適用される部分が第二項に列挙されておりました「校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び寮母」こうなつておるのですが、女性である限りについては、たとえば実習助手とかいうものも私は含んでしかるべき処置をすべきだと思ひますが、この辺については、何か特に除かれた事由がございまして御説明願ひたい。

○野本参議院議員 これは免許状との関係で考えられたものでありまして、寮母には免許状というのではありませんから、免許状との関係において、関連を持つておるものに加えて出した、こういうことであります。

○山中(吉)委員 政府に希望を含んで御質問したいのですが、免許状を有する有しないにかかわらず、少なくとも教育というに從事をしていられる女子職員については、私は必要だと思ひます。教育に從事する職員ならば、免許状を有しなくても、同じくお産という問題についての立法は、先ほど言つた基本的な概念、人道的な立場

からの立法でございまして、免許状を有する女子教職員に対しては免許状を有する人を臨時任用すべきであるし、免許状を有しない実習助手の女性に対しては、免許状を有しない人を臨時採用することがこの法律の一貫した基本精神だと思ひます。従つて、免許状を有する有しないということによって適用するしないという思想は、この立法精神に基本的に相反するものがあると思ひます。そこで、この点については私は疑問がある。そこで、一応この法案は免許状を有する者に限定をされておりますけれども、この本来の趣旨が免許状を有する有しないにかかわらず、教育に從事する職員を、教育に支障を来たさないためにという大前提のもとに考へておるのであり、先ほど言つたように人道問題として考へておるものでありますから、行政指導においても、実習助手の女性のみな、あの人々だけがにお産には休めないというふうなことのないうように、行政上の法律の欠陥を補うように措置をしていただきたい。それを政府の方からの御意見としてお聞きしたい。

○天城政府委員 この法律は、題名が今度直つておりますけれども、本来が学校教育の正常な実施の確保ということが目的でございまして、女子職員の産前産後の休暇という問題は、基本的には、公務員法、その基礎になります労働基準法によって保障されている問題だと思ひますので、女子の事務職員についても、産前産後の休暇というものはこの法律によらなくともできるわけでございまして。この法律の目的が特に学校教育の正常な実施の確保というところに重点を置いていたために、免

許状を持って子供に直接接触しておる先生方が休まれたときに穴があく、これを埋めるということ、それから一面では先生方が安んじて産前産後の休暇をとれるようにあとの措置をしておく、この両方のねらいだと思ひますので、およそ学校関係の女子職員すべて、このことは、これは公務員法なり労働基準法で保証されている基本的な問題だとわれわれ考えております。ただ実際問題としてしまして、女子職員、女子事務職員が非常に多く出産するとか、あるいは学校で女子の事務職員しかないという場合で、学校の運営上非常に困る場合には、これはまた別の措置として代理で埋めるというようなことは行政指導上当然だと思ひますけれども、根本的にはあくまでも学校教育の正常な実施ということが重点ではないかと考えております。御趣旨の点、われわれも学校運営に支障のないように十分考慮はいたしたいと考えております。

○野本参議院議員 もう一つは、私たち女子教員の臨時任用をどういうふうにしていくかということを一応調べてみますと、臨時任用をしておるうちに任用がえをされるわけです。本任用される。本任用になる場合にはなるべくこれにふさわしいような人間を確保する必要があります、そういうことも考えております。

もう一つは、題名が変更されておりますが、これは文部省の方から今お話のごさいましたように、学校教育の正常な運営を確保する、これが主眼でありまして、そのために前の法律があったのでありますが、臨時任用等が十分であるために正常な運営に事が欠け

ておるといふ点、そこを強調する意味で法律の題名を変えた次第であります。

○山中(吉)委員 今の思想そのものを前提として希望を申し上げたいのですが、学校教育の正常な実施の確保という目的で臨時任用の義務制をとった、その学校教育の正常な実施の確保ということになれば、実習助手においても同じだ。実習助手が産前産後で数週間休めばこれは正常な授業に支障を来たすということですから、さらに少し広く考えれば、事務職員でも同じなんです。それから、学校の広い意味の教育活動に全部おのおの機能を分担しておるわけですから、この点については狭く解釈しないで、今後こういうよい法案は拡大するように文部省において検討していただきたいと思ひます。

それから、これも政府にお聞きしたいのですが、こういう女教師に対してなすべきことをなして、女教師の教育活動の正常化をはかると同時に、母体の保護というふうな政策が進んで参りますと、地方に参りますと女教師はお産の場合には十二週間も休む、従って任命権者とか学校長は、男性の方がいい、便利だ、女性の方においてはお産をすると休む、そうすると臨時任用などの複雑なことがあつてめんどうだから、できるだけ男子の方を採用するとか、女子の方は自分の学校には要らないというふうな、これは実際上いわゆる日本の伝統的な男女の差別観からくる具体的な指導が入ってくる危険が非常にあると思ひます。

そこでこの法案が施行されるについて、文部省においてはそういうようなことのないように指導するという責任

がある。助言、指導の権限においてそういうことを通牒においてもあるいは教育長会議、学校長会議、それぞれの機会において、女教師に対して職場を狭めることのないように処理すべきだと思ひます。この点について長谷川次官にお聞きするのが一番いいと思ひますので、そういうことは絶対しないように具体的に指導するということをしてここで明言していただきたい。

○長谷川政府委員 山中委員のさっきからのお話を聞いておりますと、お産は男性だけの責任のように言うておりますが、これは両方合意でございまして、この法律が通りまして、何と申しましても女教員の場というものは非常に大事でございまして、御心配のないように指導、助言して参りたいと思ひます。御安心願ひたいと思ひます。

○山中(吉)委員 長谷川次官の明快な答弁を信じて、安心をして今後の法執行を見守りたいと思ひます。

最後に女教師一般に対するあり方についてお聞きしたいのですが、同じようなことからいろいろな矛盾が、たくさん女性の勤務にしろ寄せがあるの、たとえば特殊学校の盲ろう学校の寮母などは二十四時間勤務の状況で、夜も実質上子供の世話をしなければならぬので、寄宿舎に住み込みで結婚をするのもできない。結婚をしても通勤はできないという関係から、人道的にいつても、また教育活動に当然影響を及ぼすわけですが、ああいうふうな特殊な勤務状況にあるのは少なくとも三日交代、そしてうちから通勤ができる、家庭を持つことができるという勤務条件にしないと、ああいう寮母の勤

務の状況を見ますと、私は非常に不合理を感じるわけですが産前産後についてのこういういい法律ができたのでありますから、ああいう特殊教育における二十四時間勤務の状況にあつて、結婚もできない、恋愛もできない、そういう状況で勤務させておるような寮母のあり方を再検討して、少なくとも結婚をする可能性を与えるような勤務条件に改善をしてもらいたい。これは関連の問題で、これで私は質問を終わります。この点について今後とも速急に検討すべきだと思ひますので、長谷川次官並びに事務当局からお聞きをいたしたい。それで満足する御答弁をいただいで私の質問は終わりたいと思ひます。

○長谷川政府委員 私は、日本の教育の中で特殊教育というものは非常に大事な問題だと思つております。そうした関係から、今山中委員のおっしゃったような寮母の勤務とか、あるいは特殊教育に従事しておる方が恋愛の余裕さえないというふうなお話であります。これは大へんなことであります。そういう基本的な人権、そういう欲望はお互い抑制するようなことはいかぬと思ひますから、十分今から考え、同情を持って考えていきたいと思ひます。御了承願ひます。

○天城政府委員 御指摘のように寮母の勤務内容につきましては、個人的な面から見ましてもいろいろの不便があることは承知いたしておりますので、合理的な勤務内容にできるように検討したいと思ひます。

それからさっきの質問に関連いたしましたのでちよつと補足させていただきます。第一条に「等」が加わった点につきまして、「臨時的任用等」と「正常な実施を確保すること等」という「等」が新しく加わったことについて、あとで政府委員からというお話がございましてので補足させていただきますが、今度の改正で第五条に新しく「(私立の学校において講ずべき措置)」というものが加わつたのであります。これは本法が公立、国立の教員の任用上の臨時の制度を規定しておりますので、公務員でない私学においてもその趣旨を徹底するという意味から、言葉の上で公務員法上の言葉をもそのまま使えませんが、「等」という言葉が加わつておる、こう解釈しております。

○櫻内委員長 他に御質疑がなければ、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○櫻内委員長 引き続き討論に入る順序であります。別段討論の通告がありませんので直ちに採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○櫻内委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決するに決しました。

本案の議決に伴う委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

○櫻内委員長 次に諸願の審査に入ります。本日の諸願日程第一、熊本県に

国立工業高等専門学校設置に関する請願より日程一三七、民主教育の確立に関する請願を一括して審査いたします。

これら各請願の趣旨は、すでに配付されております文書表により御承知のことと思ひますので、委員会における紹介議員の説明並びに政府の所見聴取を省略し、昨日の理事会の協議に、従い、直ちにその採否を決したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

それでは本日の請願日程中第二ないし第四、第七ないし第一三、第二二ないし第二五、第二七ないし第四九、第一一ないし第九六、第一〇四ないし第一一四、第一一八ないし第一二六、第一一三、第一二四ないし第一三六の各請願は、いずれも採択の上内閣に送付すべきものと決し、その他の各請願はいずれも保留すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

なお、ただいま議決いたしました請願に関する委員会報告書の作成等につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

なお、本委員会に参考のため送付されました陳情書は全部で七十件でございます。念のため御報告申し上げます。

午前十一時二十五分散会

〔参照〕

女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第一二号）に関する報告書
請願に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

〔別冊附録に掲載〕

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

次に、ただいま議長に申し出ることになりました各案件が院議により付託されました場合、本委員会といたしまして閉会中委員を派遣して調査をする必要が生じましたならば、議長に對しその承認申請をいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○櫻内委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

なお、派遣委員の人数、氏名、派遣地、期間並びにその承認申請の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○櫻内委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

本日はこの程度にとどめたいと存じます。

先ほどの理事会のお話し合いによりまして、明十一月一日午前十時より委員会を開会いたしますので、お含みをいただきたいと思います。これにて散会いたします。

昭和三十六年十一月八日印刷

昭和三十六年十一月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局